⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 AM, March 4, 2010
⑻　Contact point for the notice : Chief of the Accountant General Unit, General Affairs Division, Yokohama Quarantine Station, 1―1 Kaigandori Nakaku Yokohama city Kanagawa 231―0002 Japan TEL 045―201―4458

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年１月13日
支出負担行為担当官
横浜検疫所総務課長　皆尾　　忍
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　14
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達件名及び数量
輸入食品監視支援システムのアプリケーション保守業務一式
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　契約期間　平成22年３月５日から平成25年３月31日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官の指定する場所
⑹　入札方法　入札書には総価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成19・20・21年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」で「A」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑹　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒231―0002 神奈川県横浜市中区海岸通１丁目１番地　横浜検疫所総務課経理係　電話045―201―4458
⑵　入札書の受領期限　平成22年３月４日午前12時00分
⑶　開札の日時及び場所　平成22年３月４日午後２時00分　横浜第二港湾合同庁舎６階会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinobu Minao, Director of General Affairs Division, Yokohama Quarantine Station.
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : One set of application maintenance duties of the food import monitor support system
⑷　Performance period : From March 5, 2010 to March 31, 2013
⑸　Delivery place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ③have Grade 「A」 "Service" in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2007, 2008 and 2009 ④prove to have no false statement in tendering documents ⑤prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ⑥meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 AM, March 4, 2010
⑻　Contact point for the notice : Chief of the Accountant General Unit, General Affairs Division, Yokohama Quarantine Station, 1―1 Kaigandori Nakaku Yokohama city Kanagawa 231―0002 Japan TEL 045―201―4458

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年１月13日
社会保険庁総務部
日本年金機構設立準備事務局
管理官　西辻　　浩
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
○第19号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達等件名及び数量
什器の購入　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　契約締結の日から平成22年３月26日まで
⑸　納品場所　日本年金機構が指定する場所
⑹　入札方法　総価にて入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　当該契約の締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
⑵　国の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後３年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
１　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
２　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
３　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
４　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。